



非常時に備えて公衆電話を整備してほしい (概要)

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん—

総務省中部管区行政評価局(以下「当局」という。)(局長:井波哲尚)は、非常時に備えて公衆電話を整備してほしいとの行政相談を受けました。

当局では、本申出の処理について行政苦情処理委員会(座長:甲斐一政)に諮り、同委員会の意見を踏まえて、平成23年6月17日、西日本電信電話株式会社に対して、屋内に設置されているため、夜間等において利用が困難になっている公衆電話の解消についてあっせんしました。

〈本件照会先〉

総務省中部管区行政評価局

首席行政相談官室 深山

電話 052(972)7416

【行政相談の要旨】

病院の帰りに東日本大震災の発生を知った。携帯電話で家に安否確認をしようとしたが繋がらず、やっとの思いで公衆電話をみつけることができた。

震災等の非常時に備え、公衆電話を人目につきやすい場所に設置してほしい。

○制度等の概要

○ 公衆電話には、第1種公衆電話と第2種公衆電話があり、第1種公衆電話による警察・消防等への緊急通報等は、電気通信事業法により西日本電信電話株式会社が行う基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)とされている。

○ このため、電気通信事業法施行規則により、人口集中度に応じておおむね500メートル四方又はおおむね1キロメートル四方(以下「メッシュ」という。)ごとに第1種公衆電話を設置することとされている。

ただし、実際の設置数は総務省告示により愛知県ではメッシュ数の57.8%とされている。

※ 第2種公衆電話は、利用が多く見込まれる場所に、西日本電信電話株式会社等が利用の実態に応じて設置するものであり、設置基準(月平均利用額が4,000円以上)を下回る場合、撤去されることもある。

[当局の調査結果]

平成22年11月末時点の愛知県内における第1公衆電話は5,084台で、総務省告示で定める必要数(4,883台)を上回っている。

しかし、本申出のあった名古屋市中川区の第1種公衆電話の設置状況をみると、社会生活上の安全及び屋外における最低限の通信手段の確保という第1種公衆電話の機能が十分に確保されていない状況がみられた。
(別紙1)

- 中川区内のメッシュ129のうち107メッシュ(109台)に第1種公衆電話が設置されているが、11メッシュ(11台)は温泉・銭湯、スーパー、個人病院等の屋内に設置されており、誰でも24時間利用できる状態にない。
- 14メッシュには第1種公衆電話も第2種公衆電話も設置されていない。これら14メッシュの中には、河川や畑地が大部分を占め公衆電話設置の必要性が乏しいと思えるものもあるが、市街地で設置の必要性が高いとみられるものも含まれており、それらの中には隣接するメッシュの遠方にしか公衆電話のないものもある。
- その一方で、このようなメッシュに隣接するメッシュには第1種公衆電話が至近距離で複数設置されているものがある。

名古屋市全体をみても、第1種公衆電話の機能が十分に確保されていない状況がみられた。(別紙2)

名古屋市内の第1種公衆電話は1,040台で、その7.5%に当たる78台が屋内に設置され、うち49台は当該メッシュで唯一の公衆電話となっている。

- これら49台の利用状況は、25台(51%)が月平均利用額が1,000円を下回り、中には50円、70円等、設置場所の関係で利用が低調となっており、存在がほとんど認知されていないものがある。

その一方で、第2種公衆電話の設置基準(月平均利用額が4,000円以上)を上回るものが8台(約16%)あり、第2種公衆電話に変更した上、別途、屋外に第1種公衆電話を新設することについて検討する余地もある。

行政苦情処理委員会の意見

今般の震災で、公衆電話の必要性を再認識した。

電気通信事業者は、非常時に備えて基礎的電気通信事業役務を果たすことが必要であり、①屋内に設置されている第1種公衆電話については、24時間、誰でも利用できる場所に変更すること、②公衆電話が未設置のメッシュについては、その解消を図ることが必要。

当局の対応

当局では、平成23年6月17日に、西日本電信電話株式会社に対し、次の事項をあっせんしました。

- 1 屋内に設置され、24時間の利用が困難となっている第1種公衆電話については、順次、屋外設置に変更すること。この場合、当該第1種公衆電話がメッシュ内の唯一の公衆電話であるものから優先して変更すること。
- 2 市街地でありながら公衆電話が未設置のメッシュについては、周辺メッシュにおける公衆電話の設置状況を勘案しながら、その解消に努めること

【資料編】

別紙1

中川区における公衆電話の設置状況

(単位:メッシュ、台)

設置等の状況			該当メッシュ数	設置台数		
				第1種	第2種	
設置地区	第1種を設置	第1種のみ	42(6)	43(6)	43(6)	—
		第1種と第2種	65(5)	260(42)	66(5)	194(37)
		小計	107(11)	303(48)	109(11)	194(37)
	第2種のみを設置		8(5)	18(10)	—	18(10)
	設置地区の計		115(16)	321(58)	109(11)	212(47)
未設置地区			14(—)	—(—)	—(—)	—(—)
合計			129(16)	321(58)	109(11)	212(47)

(注) NTT西日本の資料により作成。()内は、屋内に設置されている公衆電話数を内書した。

中川区で屋内に設置されている第1種公衆電話の設置場所

(単位:台)

第1種のみ設置		第1種、第2種を併設(同一施設内)			
設置場所	第1種	設置場所	第1種	第2種	計
個人医院	1	総合病院	3	35	38
スーパーマーケット	2	映画館	1	1	2
警察署	1	スーパーマーケット	1	1	2
温泉・銭湯	2	計	5	37	42
計	6				

(注) NTT西日本及び当局の調査結果により作成。

別紙2

名古屋市内で屋内に設置されている公衆電話の状況 (単位:メッシュ、台)

設置形態	区分	当該メッシュ数	公衆電話設置台数		
			第1種	第2種	計
第1種公衆電話1台のみ設置		49(6)	49(6)	0(0)	49(6)
第1種公衆電話と第2種公衆電話を併設		29(5)	29(5)	127(37)	156(42)
計		78(11)	78(11)	127(37)	205(48)

(注) NTT西日本の資料により作成。()内は中川区内の数値を内書した。

屋内設置の第1種公衆電話であるメッシュの公衆電話の設置場所 (単位:メッシュ、台)

施設名	設置台数	設置場所
学校施設	11	中学校職員室前、高校、大学事務室前、売店等
社会福祉施設	10	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等
商業施設	7	デパート、スーパーマーケット等
公共施設	6	社会教育センター、福祉センター、母子寮等
娯楽・遊技施設	5	銭湯、温泉、屋内プール、ゴルフ場、サッカー場
民間会社施設	5	工場売店、食堂、守衛室等
宗教施設	2	寺社仏閣
その他施設	3	個人医院、集合住宅1階、地下鉄車庫
計	49	

(注) NTT西日本の資料により作成。